教育相談来所者名簿
□ 東京都北区長 ☑ 東京都北区教育委員会□ 東京都北区選挙管理委員会□ 東京都北区監査委員
教育振興部 教育総合相談センター
教育相談の個別相談票を検索するために利用する。
☑ 令和5年4月1日以前
□ 新規(年 月 日)
1番号、2相談者情報(カナ氏名、氏名、性別、在籍 校園名、学年)、3初回面接日、4相談完了日
教育相談への相談者(児童・生徒のみ)
本人又は保護者、在籍校等職員
含まない
_
□ 該当 ☑ 非該当
□ 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項:別表第1項番() □ 番号法第9条第2項:東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月東京都北区条例第63号)別表第1項番() □ 番号法第9条第4項

	□ その他()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)北区総務部総務課文書係
	(所在地)〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目
	15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に	
よる特別の手続等	
	☑ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第
	57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号
	(電算処理ファイル)
個人情報ファイルの種別	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令
	第507号)第21条第7項に該当するファイル
	□ 有 ☑ 無
	□ 法第60条第2項第2号
	(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	教育振興部 教育総合相談センター
	電話番号 03 (3908) 9269
備考	

個人情報ファイルの名称	ことば・きこえ教室通級台帳
行政機関等の名称	□ 東京都北区長 ☑ 東京都北区教育委員会□ 東京都北区選挙管理委員会□ 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ かさどる組織の名称 (所管課)	教育振興部 教育総合相談センター
個人情報ファイルの利用目的	ことば・きこえ教室への入・退級に関する個別相談票 の検索に利用する。
個人情報ファイルの保有開始日	☑ 令和5年4月1日以前
	□ 新規(年 月 日)
記録項目	1番号、2通級者情報(カナ氏名、氏名、性別、在籍 校園名、学年、入級する学級名)、3申請受理日、4退 級日
記録範囲	ことば・きこえ教室への入・退級申請者(児童のみ)
記録情報の収集方法	保護者、在籍校園職員
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
特定個人情報の該当性	□ 該当 ☑ 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	□ 行政定続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成25年法律第2 7号。以下「番号法」という。)第9条第1項:別 表第1項番()
	□ 番号法第9条第2項:東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月東京都北区条例第63号)別表第1項番()
	□ 番号法第9条第4項

	□ その他()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)北区総務部総務課文書係
	(所在地)〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目
	15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に	
よる特別の手続等	
	☑ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第
	57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号
	(電算処理ファイル)
個人情報ファイルの種別	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令
	第507号)第21条第7項に該当するファイル
	□ 有 ☑ 無
	□ 法第60条第2項第2号
	(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	教育振興部 教育総合相談センター
	電話番号 03 (3908) 9269
備考	

個人情報ファイルの名称	巡回指導対象児童生徒台帳
行政機関等の名称	□ 東京都北区長 ☑ 東京都北区教育委員会□ 東京都北区選挙管理委員会□ 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ かさどる組織の名称 (所管課)	教育振興部 教育総合相談センター
個人情報ファイルの利用目的	特別支援教室(巡回指導)への入・退級に関する個別相談票の検索に利用する。
個人情報ファイルの保有開始日	☑ 令和5年4月1日以前
	□ 新規(年 月 日)
記録項目	1番号、2通級者情報(カナ氏名、氏名、性別、在籍校名、学年、入級先の巡回拠点校名)、3申請受理日、 4退級日
記録範囲	特別支援教室 (巡回指導) への入・退級申請者 (児童・ 生徒のみ)
記録情報の収集方法	保護者、在籍校職員
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	_
特定個人情報の該当性	□ 該当 ☑ 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	□ 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項:別表第1項番() □ 番号法第9条第2項:東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月東京都北区条例第63号)別表第1項番()
	□ 番号法第9条第4項

	□ その他()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)北区総務部総務課文書係
	(所在地)〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目
	15番22号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に	
よる特別の手続等	
	☑ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第
	57号。以下「法」という。)第60条第2項第1号
	(電算処理ファイル)
個人情報ファイルの種別	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令
	第507号)第21条第7項に該当するファイル
	□ 有 ☑ 無
	□ 法第60条第2項第2号
	(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	教育振興部 教育総合相談センター
	電話番号 03 (3908) 9269
備考	

個人情報ファイルの名称	就学相談者一覧(10年保存版)
行政機関等の名称	□ 東京都北区長 ☑ 東京都北区教育委員会 □ 東京都北区選挙管理委員会 □ 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつ かさどる組織の名称 (所管課)	教育振興部 教育総合相談センター
個人情報ファイルの利用目的	就学(転学)相談の個別相談票を検索するために利用 する。
個人情報ファイルの保有開始日	☑ 令和5年4月1日以前
	□ 新規(年 月 日)
記録項目	1番号、2相談者情報(カナ氏名、氏名、生年月日、 在籍校園名)、3相談年度、4就学(転学)年度、5判 定結果、6就学先(転学先)の学校名
記録範囲	就学(転学)相談への相談者(児童・生徒のみ)
記録情報の収集方法	保護者、在籍校園職員
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	_
特定個人情報の該当性	□ 該当 ☑ 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	□ 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項:別表第1項番() □ 番号法第9条第2項:東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年10月東京都北区条例第63号)別表第1項番()

	□ その他()
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)北区総務部総務課文書係
	(所在地)〒114-8508 東京都北区王子本町 1 丁目
	15 番 22 号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定に	
よる特別の手続等	
	☑ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第
	57号。以下「法」という。) 第60条第2項第1号
	(電算処理ファイル)
個人情報ファイルの種別	個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令
	第507号)第21条第7項に該当するファイル
	□ 有 ☑ 無
	□ 法第60条第2項第2号
	(マニュアル処理ファイル)
個人情報ファイルを管理する組織の名称	教育振興部 教育総合相談センター
	電話番号 03 (3908) 9269
備考	